

令和7年6月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和7年6月11日（水） 午前9時00分

開 催 場 所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、松永雄治、山内秀一、村上卓也、
榮恵、福永哲夫、齊藤進、松本誠一、
松本一幸、中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行、
森嶋秀利、田端雅充、高松耕生、渡辺真由美

農業委員欠席者：

事務局出席者：牛嶋寿男、宮岡久美子、前田萌香

1. 開 会：事務局長 牛嶋寿男

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、森嶋秀利委員、田端雅充委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 5 号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第 6 号 農地法第3条の届出について
- (3) 報告第 7 号 農地法第5条の届出について
- (4) 議案第 12 号 農地法第3条の許可申請について
- (5) 議案第 13 号 農地法第5条の許可申請について
- (6) 議案第 14 号 農用地利用集積等促進計画（売買）について
- (7) 議案第 15 号 農用地利用集積等促進計画（一括）について
- (8) 議案第 16 号 非農地判断について
- (9) 議案第 17 号 地籍調査における農地の地目変更について
- (10) 議案第 18 号 令和6年度最適化の進捗状況と事務の実施状況（案）について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第1号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第5号農地法第18条の規定による通知が2件ございます。

事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は1ページになります。報告第5号農地法第18条第6項による届出を2件ご報告いたします。

申請番号1番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、売買のための合意解約となっております。解約の申入日等については、記載のとおりです。2ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は3ページになります。申請番号2番です。所在は下六嘉地区。地目については農振農用地の田が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、売買のための合意解約となっております。解約の申入日等については、記載のとおりです。4ページに申請地の位置図を載せております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告のありました案件は、合意による解約になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第6号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第6号農地法第3条の規定による届出が2件ございます。

事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は5ページになります。報告第6号農地法第3条の規定による届出を2件ご報告いたします。

申請番号1番です。所在は上六嘉地区および上島地区。地目については田が1筆、畑が1筆、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は6ページになります。申請番号2番です。所在は下六嘉地区。地目については田が2筆、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。申請の事由は相続による所

有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告のありました2件は、相続による所有権の移転になりますので、報告で終わらせていただきます。

○報告第7号 農地法第5条の届出について

(議長) 続きまして、報告第7号農地法第5条の規定による届出が1件ございます。
事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は7ページになります。報告第7号農地法第5条の届出が1件ございます。

申請番号1番です。所在は北甘木地区。農振地域外の田が1筆、同じく農振地域外の畑が1筆、合計面積は記載のとおりとなっております。譲渡人・譲受人は記載のとおりです。転用事由については建売住宅となっております。
8ページに位置図を載せております。
事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま、事務局より報告のありました1件は、市街化区域内の農地転用になりますので、報告で終わらせていただきます。

○議案第12号 農地法第3条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第12号農地法第3条の規定による許可申請が1件ございます。
事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は9ページになります。申請番号1番です。所在は下六嘉地区。
農振農用地の田が1筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。10ページに申請地の位置図、11ページに現地の写真を載せております。12ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目にNOと判断されていますので、問題ないと思われます。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。

(委 員) ありません。(委員一同)

(議 長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委 員) (委員一同挙手)

(議 長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

○議案第 13 号 農地法第 5 条の許可申請について

(議 長) 続きまして、議案第 13 号農地法第 5 条の許可申請が 2 件ございます。

まず、申請番号 1 番について、事務局より説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 13 ページになります。申請番号 1 番です。所在は上島地区。
農振地域内農用地区域外の田が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。
譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由は特定建築条件付売買
予定地となります。14 ページに位置図、15 ページに土地利用計画図を載せて
おります。生活雑排水については公共下水道に接続、雨水については地下
浸透および既設排水路への放流となります。16 ページに現地の写真を載せて
おります。
事務局からは以上でございます。

(議 長) 続きまして、地元委員であります私から報告をいたします。

(下田会長) 4 月 30 日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。
申請地は、10 ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であるため、第 1 種
農地と思われます。申請地は休耕地となっており、農地としての利用はなさ
れておりませんでした。周辺には農地がありますが、境界部分には擁壁及び
コンクリートブロックを新設されるため、日照、通風等、周辺農地への影響
はなく、支障はないものと思われます。特定建築条件付売買予定地というこ
とですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えら
れます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明
を終わります。

(議 長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事 務 局) 資料は 17 ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご

覧ください。申請地の農地区分は第1種農地であり、目的については特定建築条件付売買予定地になります。農地区分と転用目的は適当、計画面積の妥当性も適当、また、周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、農地の利用の集積への支障もないと判断しております。よって総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) 続きまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は18ページになります。申請番号2番です。所在は上仲間地区。農振地域内農用地区域外の田が2筆、合計面積は記載のとおりとなっております。貸主・借主については記載のとおりです。申請事由は個人住宅となります。19ページに位置図、20ページに土地利用計画図を載せております。生活雑排水・汚水については公共下水道へ接続、雨水につきましては集水桝から既設水路への放流となります。21ページに現地の写真を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります齊藤委員から報告をお願いします。

(齊藤委員) 5月30日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。

申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。また、申請地は家庭菜園として利用されており、隣接の農地もなく、支障はないものと思われます。個人住宅ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

(議 長) 続きまして、事務局より検討事項の説明をお願いします。

(事 務 局) 資料は 22 ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第 2 種農地であり、目的は個人住宅となります。農地区分と転用目的は適当、農地以外の土地の利用見込みは確実、農地利用の集積への支障はないと認められること等により、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。事務局からは以上です。

(議 長) ただいま地元委員と事務局から説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんでしょうか。
無ければ賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委 員) (委員全員挙手)

(議 長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。

(委 員) はい。(委員一同)

○議案第 14 号 農用地利用集積等促進計画（売買）について

(議 長) 続きまして、議案第 14 号農用地利用集積等促進計画（売買）の承認申請が 4 件ございます。まず、申請番号 1 番から 3 番につきまして、事務局から説明をいただき、そのあと一括して審議・議決を行いますのでよろしくお願いします。それでは事務局から説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 23 ページになります。議案第 14 号農用地利用集積等促進計画（売買）の承認申請が 4 件ございますが、まず、申請番号 1 番から 3 番について説明いたします。

申請番号 1 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。24 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 25 ページになります。申請番号 2 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとな

っております。26 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 27 ページになります。申請番号 3 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。28 ページに申請地の位置図を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。
なければ、賛成の方は挙手をお願いします。

(委 員) (委員全員挙手)

(議 長) 挙手の結果、3 件の案件について、承認・可決いたします。
続きまして、申請番号 4 番になりますが、村上委員の案件になりますので、村上委員の退席をお願いします。
それでは、事務局から説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 29 ページになります。申請番号 4 番です。所在は上島地区。農振農用地の田が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。30 ページに申請地の位置図を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんでしょうか。
なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委 員) (委員全員挙手)

(議 長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。
村上委員の入室を許可します。
村上委員の案件については承認されましたので、報告しておきます。

○議案第 15 号 農用地利用集積等促進計画（一括）について

(議 長) 続きまして、議案第 15 号農用地利用集積等促進計画（一括）の承認申請が 3

件ございます。まず、申請番号 1 番から 3 番につきまして、事務局から説明をいただき、そのあと一括して審議・議決を行いますのでよろしくお願いします。それでは事務局から説明をお願いします。

（事務局）はい。資料は 31 ページになります。議案第 15 号農用地利用集積等促進計画の承認申請が 3 件ございます。

申請番号 1 番です。所在は上仲間地区。農振地域内農用地区域外の田が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は使用貸借権の新規設定。期間は令和 7 年 7 月 1 日から令和 17 年 6 月 30 日となっております。32 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 33 ページになります。申請番号 2 番です。所在は下六嘉地区および井寺地区。農振農用地の田が 2 筆、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権および使用貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和 7 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日となっております。34 ページ、35 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 36 ページになります。申請番号 3 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和 7 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日となっております。37 ページに申請地の位置図を載せております。
事務局からは以上でございます。

（議長）ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。
なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（委員）（委員全員挙手）

（議長）挙手の結果、3 件の案件について、承認・可決いたします。

○議案第 16 号 非農地判断について

（議長）続きまして、議案第 16 号非農地判断による証明願が 1 件ございます。
事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 38 ページになります。非農地判断による証明願を 1 件ご説明いたします。非農地証明につきましては、昭和 27 年 10 月 20 日の農地法施行日前日以前から引き続き非農地であった土地については、農地に該当するか否かを総会の議決により判断し、証明書を発行する事が出来る、となっております。

それでは内容に移ります。所在は上六嘉地区、農振地域内農用地区域外の田が 1 筆で、面積、所有者は記載のとおりとなっております。

39 ページに証明願、40 ページに位置図、41 ページに現地の写真を載せております。

42 ページをご覧ください。令和 7 年度の固定資産税の名寄帳兼課税台帳になります。この名寄帳の下段、家屋の欄をご覧ください。39 ページの証明願に記載されている所在と同じ所在地に、農家住宅木造瓦葺平家建と記されており、中央付近の建築年次欄に、昭 11 とあります。これは、昭和 11 年にこの土地に住宅が建築されたという事になります。したがって、証明願に記載された土地には、昭和 27 年 10 月 20 日以前から建物が建っていた事が証明でき、非農地であった事が証明できると考えます。

事務局からの説明は以上になります。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問はございませんか。

なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第 17 号 地籍調査における農地の地目変更について

(議長) 続きまして、議案第 17 号地籍調査における農地の地目変更について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 資料は 43 ページから 54 ページになります。43 ページが表紙、44 ページが一覧表です。一覧表をご覧ください。今回、地籍調査による地目変更について 10 筆上がっております。今回も作年度と同様に公衆用道路の設置など公共事業を実施した箇所の地目変更と、現況に応じた変更であることを事務局で事前に現地調査を行い確認をしております。一覧表のとおり特段問題となる箇所は無かったと判断しております。45 ページ以降に現地の写真を載せており

ますので、ご確認いただければと思います。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま、事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) なければ、地目変更については、支障なしで嘉島町に対して回答してもよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第 18 号 令和 6 年度最適化の推進状況と事務の実施状況（案）について

(議長) 続きまして、議案第 18 号令和 6 年度最適化の推進状況と事務の実施状況（案）について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 55 ページをお開きください。

(資料に基づき説明)

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。なければ、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。
本日、提案されました案件は全て終了しました。ありがとうございました。
続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

(事務局) 転用許可申請の取り下げのご報告です。

令和7年4月総会時にご承認いただきました議案第2号の申請番号1番につきましては、令和7年5月27日付けで申請の取り下げをされましたのでご報告いたします。

(議長) 次回の農業委員会は7月10日、木曜日の9時予定です。

それでは、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和7年6月11日

会長 下 田 司

委員 森 嶋 秀 利

委員 田 端 雅 充